

道路運送車両法施行規則

1. 案内情報

- 手続き名 : 検査対象外軽自動車、小型特殊自動車又は原動機付自転車の型式認定申請
- 手続き根拠 : 道路運送車両法施行規則第62条の3第1項
- 手続き対象者 : 検査対象外軽自動車、小型特殊自動車又は原動機付自転車（以下「検査対象外軽自動車等」という。）の製作者又はその者と販売契約を結んでいる者
- 提出時期 : 検査対象外軽自動車等の型式認定を取得しようとする時
- 提出方法 : 申請書様式に必要事項を記載のうえ下記添付書類とともに、住所又は所在地を管轄する地方運輸局整備部車両課へ提出してください。ただし、農耕作業用の小型特殊自動車は国土交通省自動車交通局技術安全部審査課へ提出してください。
- 手数料 : なし
- 添付書類 : 道路運送車両法施行規則第62条の3第3項。なお、当該型式の検査対象外軽自動車等を提示してください。
- 申請書様式 : 局長通達（下記の相談窓口へお問い合わせください。）
- 記載要領・記載例 : 下記の相談窓口へお問い合わせください。

2. 窓口相談

提出先 :

国土交通省自動車交通局技術安全部審査課

03 - 5253 - 8111 (内42 - 313)

北海道運輸局整備部車両課

011 - 290 - 2753

東北運輸局整備部車両課

022 - 299 - 8855

新潟運輸局整備部車両課

025 - 244 - 5554

関東運輸局整備部車両課

045 - 211 - 7255

中部運輸局整備部車両課

052 - 952 - 8043

近畿運輸局整備部車両課

06 - 6949 - 6452

中国運輸局整備部車両課

082 - 228 - 9141

四国運輸局整備部車両課

0878 - 35 - 6370

九州運輸局整備部車両課

092 - 472 - 2539

沖縄総合事務局運輸部陸運第2課

0988 - 62 - 1453

受付窓口 : 提出先へお問い合わせください。

相談窓口 : 提出先へお問い合わせください。

3. 手続情報

審査基準 : 道路運送車両法施行規則第62条の3第3項

標準処理期間 : 受付日から60日

不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)